

お客様各位

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成28年4月18日
遠軽信用金庫

平成25年度税制改正により、平成28年1月から、法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されました。

法人のお客様につきましては、平成28年1月1日以降にお支払する預金利息等から地方税5%の特別徴収を行いませんので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、個人のお客様につきましては変更ございません。

記

1. 法人利子割廃止日

平成28年1月1日

2. 法人のお客様の源泉徴収について

平成27年12月31日までの お支払分	平成28年1月1日以降の お支払分
20.315% (国税15.315%+地方税5%)	15.315% (国税15.315%)

※ 法人には、「権利能力なき社団・財団」及び「任意団体」のお客様を含みます。

※ 上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。また、当所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで課されており、国税15.315%を源泉徴収いたします。

※ 普通預金、通知預金及び納税準備預金は、平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息より地方税を特別徴収いたしません。

※ 定期預金及び定期積金は、平成28年1月1日以降の満期時及び中途解約時にお支払いする預金利息より地方税を徴収いたしません。

【ご注意】

- 今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認いただきますようお願いいたします。
- 個別具体的なケースにかかる税務上の取扱等につきましては、税理士又は最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

以上